

「受忍限度超え違法」

13.9.20 新報

啓事メール箱を頭にかぶせられバットでめった打ちにされているようだとの住民の声も記されている。

第3次嘉手納 騒音激化を主張 爆音訴訟原告

米空軍嘉手納基地に発着する米軍機の夜間、早朝の飛行差し止めと損害賠償を国に求めて、基地周辺の2万2058人の住民が起した第3次嘉手納爆音訴訟の第8回口頭弁論が19日、那覇地裁沖縄支部（日景聡裁判長）で行われた。原告側は県などの騒音測定結果

を基に、2009年の基地周辺の騒音が第2次訴訟を提訴した00年よりも激化していることを主張した。原告側の中原修弁護士は、嘉手納周辺にある県や沖繩市、北谷町が管理する12の測定局のうち、9局で00年よりもうるさき指数（W値）が悪化していること

指摘した。W値が00年より改善した測定局でも、夜間や深夜、早朝などの指標は悪化しているとして「いずれの測定局でも受忍限度を超えた違法な騒音状況だ」と主張した。原告が提出した書面には、各測定局の詳細な測定結果とともに「離陸時の爆音は、

違法な騒音発生 データ基に主張

嘉手納爆音訴訟弁論

【沖繩】米軍嘉手納基地の周辺住民約2万2千人が起した第3次嘉手納爆音差し止め訴訟の第8回口頭弁論が19日、那覇地裁沖縄支部（日景聡裁判長）であ

った。住民側は、航空機の騒音は機種や飛行形態、風向きなどによって変化し、うるさき指数（W値）だけで被害の実態を把握することは

できないと指摘。時間帯別の騒音発生回数や瞬間的な音の大きさなどさまざまな観点からデータを分析し、嘉手納基地周辺のあらゆる測定地で受忍限度を超える

違法な騒音が発生していることを主張した。国側は、民家の防音工事の実施状況を書面で提出した。

13.9.21 新報